

区ボランティアセンター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 ボランティア活動に参加したい人が誰でも参加できるよう地域住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な援助を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備に努めるため、円滑な区ボランティアセンターの運営を支援し、もって区域におけるボランティア活動の一層の充実・発展を図ることを目的とする。

2 前項の実施に当たり、社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市社協とする。

2 実施主体は、本事業の一部を各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に委託できるものとする。

(事業内容)

第3条 本事業は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 活動振興援助事業

活動資金確保のための民間助成財団等の活用サポート、ミーティングスペースや各種資機材の貸出し、活動中の事故に備えたボランティア保険の取次ぎ等、日常の円滑な運営や活動・事業をサポートすること

(2) 情報の収集・啓発事業

ボランティア活動に関する各種情報を収集し、広報物やインターネット等を活用して、広く地域住民やボランティア活動者に提供すること

(3) 災害対策のための環境整備事業

災害時、被災者に対する支援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から関係機関・団体等との連携を強化し、人材育成、啓発、ネットワークづくり、マニュアル整備などの環境整備を推進すること

(4) その他必要な事業

(交付の対象)

第4条 補助金は市社協に対して、区ボランティアセンター運営事業に要する経費のうち、事業費であって市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に定める経費のうち市長が必要と認める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、区ボランティアセンター運営事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第7条 市長は、条例9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、区ボランティアセンター運営事業実績報告書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の区ボランティアセンター運営事業実施要綱(以下「旧実施要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧実施要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の区ボランティアセンター運営事業実施要綱(以下「旧実施要綱」という。)に基づき、平成23年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧実施要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の区ボランティアセンター運営事業実施要綱（以下「旧実施要綱」という。）に基づき、令和３年３月３１日までに交付決定を行った補助金については、旧実施要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の区ボランティアセンター運営事業実施要綱（以下「旧実施要綱」という。）に基づき、令和４年３月３１日までに交付決定を行った補助金については、旧実施要綱の規定は、なお従前の例による。

（宛先）京 都 市 長

所在地
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会長

年度区ボランティアセンター運営事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、区ボランティアセンター運営事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付資料
 - (1) 年度事業計画書
 - (2) 年度収支予算書
- 4 事業開始及び完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

第 号
年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会長

年度区ボランティアセンター運営事業実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に係る事業について、区ボランティアセンター運営事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1） 年度事業報告書
- （2） 年度収支決算書